

I 労働委員会のあらまし

労働委員会とは

労働委員会は、労使関係の中でも**集团的労使関係**を対象とした労使紛争の解決を援助するための、独立した行政機関（行政委員会）であり、国（中央労働委員会）と都道府県（都道府県労働委員会）に設けられています。

業務は、労働組合法、労働関係調整法をはじめ関係法令に基づいて行われ、その内容は、

① 労働争議の調整《調整機能》

委員会における労働争議の調整（あっせん・調停・仲裁）を通じて、争議の円満な解決の援助を行うこと

② 不当労働行為の審査《判定機能》

簡易、迅速な手続によって、実質的に団結権を保障するべく、不当労働行為の事実の存否を判断し、原状回復のための救済措置を行うこと

③ 公益事業の争議行為の予告通知に関すること

④ 労働争議の実情を調査すること

⑤ 労働組合の資格審査に関すること

⑥ 地方公営企業等における非組合員の範囲の認定に関すること

⑦ 労働協約の地域的拘束力を決議すること

で、労働委員会はこのような仕事を通じて、集团的な労使関係の円滑化を図る役割を担っています。

大阪府労働委員会のしくみ

大阪府労働委員会は、大阪府知事が任命した**公益委員・労働者委員・使用者委員**による三者同数（公益・労働者・使用者を代表する各側11名）の委員で構成されています。

委員（非常勤）の任期は2年です。委員会を代表する会長は、委員の互選によって公益委員の中から選ばれます。

労働委員会は、合議制による運営を原則としています。**総会**（月2回開催）では、委員会全体の方針を決定し、**公益委員会議**（月2回開催）では、不当労働行為の判定、労働組合の資格を審査します。

また、委員会には事務局が設置され、当委員会では、大阪府職員である事務局職員が委員の事務を補佐しています。当委員会を利用される場合は、まず事務局までお越しください。事務局の主な事務分掌は次のとおりです。

- 総務…予算・経理(証人費用弁償を含む。)、総会の開催、庶務
- 調整…労働争議のあっせん・調停・仲裁、争議予告通知の受理、労働争議の実情調査、個別労使紛争のあっせん
- 審査…不当労働行為の審査、労働組合の資格審査

なお、労働委員会での手続に特別な費用はかかりません。不当労働行為の審問のため、当委員会の求めにより証人として出頭された場合には、条例に基づき交通費等が支給されます。

大阪府労働環境課（労働相談センター）（以下、「労働相談センター」という。）では、労働相談や労働情報の提供、セミナーなどを開催しています。また、労使間のトラブルについて、労働相談を受け、自主的な話し合いを行ったにもかかわらず、なお解決に至らない場合、労働相談センター職員が具体的に労使の間に入って円満な解決に向けて「調整」を行います。（12頁、25頁参照）